



立川ひろとしの議会報告

平成24年4月1日
後援会報 46号
発行：立川ひろとし後援会



震災から1年がすぎました…

後援会の皆様には、日ごろから立川ひろとしの活動に対し、ご理解とご支援を頂きまして有難うございます。

3・11 東日本大震災から1年が経過しましたが、なかなか進まない瓦礫の処理や福島第一原子力発電所の事故による近隣住民の方々の避難はいまなお続いており、震災の深刻さを物語っております。

結城市でも本年は市の防災計画の見直しが行われたり、災害対策のための予算が組まれるなど、いつまた来るかわからない災害に向けての取り組みが本格化しています。

3月定例会のポイントは？

今回の平成24年 結城市議会 第1回 定例会では、予算特別委員会が設置され、平成24年度の当初予算審議が行われました。

また、議会初日、市長から結城市が先の東日本大震災における『特定被災地方公共団体』として追加指定を受けたことも報告されました。

- ① 平成24年度 結城市一般会計・特別会計・水道事業会計
- ② 結城市介護保険事業における保険料の改正
- ③ 市長・副市長・教育長の給与の特例
- ④ 復興まちづくり基金の設置
- ⑤ 結城南部第一土地区画整理事業 特別会計の廃止
- ⑥ 結城市医療福祉費支給に関する条例の一部改正
- ⑦ 不妊治療に対する市助成の創設
- ⑧ 結城南中学校 体育館復旧工事の契約に同意
- ⑨ 結城市奥順奨学基金の設置管理条例の一部改正

3月議会 議会審議の中から

■ 平成24年度 当初予算が成立

各会計の金額は以下のとおり（単位はすべて千円）

会 計 区 分		平成24年度	平成23年度	比 較
一般会計		15,435,000	16,038,000	▲ 603,000
特 別 会 計	国民健康保険	5,964,700	5,775,600	189,100
	後期高齢者医療	387,000	379,900	7,100
	介護保険	2,754,400	2,611,800	142,600
	公共用地先行取得事業	13,831	13,999	▲ 168
	結城南部第一土地区画整理	0	29,600	▲ 29,600
	結城南部第二土地区画整理	424,400	374,000	50,400
	結城南部第三土地区画整理	164,600	181,700	▲ 17,100
	結城南部第四土地区画整理	214,200	192,300	21,900
	公共下水道事業	1,433,800	1,565,500	▲ 131,700
	農業集落排水事業	94,600	102,100	▲ 7,500
	住宅資金等貸付事業	5,429	7,168	▲ 1,739
	計	11,456,960	11,233,667	223,293
水 道 事 業	収益的収支	1,058,413	1,080,761	▲ 22,348
	資本的収支	537,432	537,099	333
	計	1,595,845	1,617,860	▲ 22,015
合 計		28,487,805	28,889,527	▲ 401,722

※結城南部第一土地区画整理事業 特別会計は平成24年3月31日で廃止。

郵送・駅での配布・ポスティングなど様々な方法で配布しています。同じものが届きましたらご容赦願います。

①

■ 介護保険料の改定について（第5期：平成24年度～平成26年度）

- ① 第1号（65歳以上）被保険者の基準額を 月額 3,000円 ⇒ 3,900円 に改正
 ② 第1号（65歳以上）被保険者の保険料を以下のように改正（改正前の第7段階8区分を8段階10区分に改正）



●改正前（基準月額 3,000円） ➡ ●改正後（基準月額 3,900円）

	区 分	保 険 料（年額）
第1段階	生活保護受給者または 老齢福祉年金受給者で世帯全員が 住民税非課税の方	基準月額×0.50×12 = 18,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の 合計所得金額と年金収入額の 合計が80万円以下の方	基準月額×0.50×12 = 18,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の 合計所得金額と年金収入額の 合計が80万円を超える方	基準月額×0.75×12 = 27,000円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されて いるが、本人は非課税で、前年の 合計所得金額と年金収入額の 合計が80万円以下の方（負担軽減）	基準月額×0.85×12 = 30,600円
	世帯の誰かに市民税が課税されて いるが、本人は非課税で、前年の 合計所得金額と年金収入額の 合計が80万円を超える方	基準月額×1.00×12 = 36,000円
第5段階	本人が住民税課税で所得金額が 125万円未満	基準月額×1.15×12 = 41,400円
第6段階	本人が住民税課税で前年の所得 金額が125万円以上200万円未満	基準月額×1.25×12 = 45,000円
第7段階	本人が住民税課税で前年の 所得金額が200万円以上	基準月額×1.50×12 = 54,000円

	区 分	保 険 料（年額）
第1段階	生活保護受給者または 老齢福祉年金受給者で 世帯全員が住民税非課税の方	基準月額×0.50×12 = 23,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の 合計所得金額と年金収入額の 合計が80万円以下の方	基準月額×0.50×12 = 23,400円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の 合計所得金額と年金収入額の 合計が120万円未満の方 （負担軽減）	基準月額×0.70×12 = 32,760円
	世帯全員が住民税非課税で前年の 合計所得金額と年金収入額の 合計が120万円を超える方	基準月額×0.75×12 = 35,040円 （★）
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されて いるが、本人は非課税で、前年の 合計所得金額と年金収入額の 合計が80万円以下の方（負担軽減）	基準月額×0.85×12 = 39,720円 （★）
	世帯の誰かに市民税が課税されて いるが、本人は非課税で、前年の 合計所得金額と年金収入額の 合計が80万円を超える方	基準月額×1.00×12 = 46,800円
第5段階	本人が住民税課税で所得金額が 125万円未満	基準月額×1.15×12 = 53,760円 （★）
第6段階	本人が住民税課税で前年の所得 金額が125万円以上200万円未満	基準月額×1.25×12 = 58,440円 （★）
第7段階	本人が住民税課税で前年の所得 金額が200万円以上400万円未満	基準月額×1.50×12 = 70,200円
第8段階	本人が住民税課税で前年の 所得金額が400万円以上	基準月額×1.75×12 = 81,840円

★ 介護保険の見直しについて

- ・介護保険事業は市町村ごとに運営され、3年ごとに見直しが行われることとなっており、結城市における前回の見直し（平成21年3月）においては基準額は据え置かれ、区分変更のみが実施された
- ・今回の見直しでは、所得（低所得者や高所得者）に応じた負担設定を行うための区分の見直しと、前回は据え置かれた基準額の見直しが実施された
- ・厚生労働省ホームページによると、平成24年3月末時点において決定している市町村の第5期（平成24年度～26年度）の介護保険料の基準額の全国平均は月額4,972円で、第4期（平成21年度～23年度）比 812円の増加

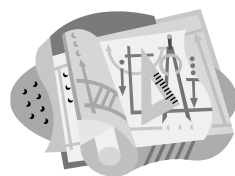
★基準額と負担利率から計算すると若干のずれが生じるが、年額が正しい値

■ 結城市特別職で常勤のもの及び教育長の給与の特例

- ・市長、副市長、教育長の給与を、現市長の任期満了日（平成27年8月23日）まで5%削減する特例を決定

■ 復興まちづくり基金の設置

- ・県からの市町村復興まちづくり支援事業費交付金を財源に基金を設置し、復興まちづくりを推進するための事業費にあてる
- ・積み立てる金額は1億100万円（上記の県からの交付金）



■ 結城南部第一土地区画整理事業 特別会計の廃止

- ・結城南部第一土地区画整理事業が平成19年1月26日に換地を完了してから5年が経過し、清算事務に一定のめどがつき、公営企業債の返却も完了することから本年度末で結城南部第一都市計画事業 特別会計を廃止
- ・残務作業は一般会計に組み替えて処理



■ 結城市医療福祉費支給に関する条例の一部改正

- ・結城市医療福祉費支給に関する条例を一部改正し、子供(小児)医療費助成 支給対象年齢を9歳⇒12歳に拡大
- ・妊産婦医療費助成は「妊娠継続と安全な出産に関わる医療費」に限定



■ 不妊治療に対する助成制度の創設

- ・次世代育成、少子化対策の一環として、不妊治療の経済的負担軽減をはかるために創設
- ・茨城県の不妊治療補助金の交付決定を受けている方に対して1年度1回5万円を上限に交付（夫婦の合計所得の合算が730万円以下の所得制限あり）



■ 結城南中学校 体育館復旧工事の契約について

- ・東日本大震災により被災し、使用できなくなっていた結城南中学校 体育館の復旧工事契約に同意
- ・請負額2億1966万円 工事終了は平成24年11月末の見込み

■ 結城市奥順奨学基金の設置管理条例の一部改正

- ・これまでは基金の利息を運用資金としていたが、景気低迷による利息の低下や返却額が支給額の一部であることから運用資金が減少してきたため、運用資金の確保を念頭に制度変更を行う

①奨学基金を3,000万円⇒2,000万円とし、運用資金とする

②これまで支給額の1/5を返却としていたものを、全額返却とする

③支給上限額を以下のように変更

（支給額は本人の希望・家庭事情を考慮し決定）

高等学校 月額7,000円⇒年額160,000円

高等専門学校 月額10,000円⇒年額200,000円

大学（含：短大）月額15,000円⇒年額500,000円

④奨学金の貸与期間を、高等学校・高等専門学校は3年、大学は2年に変更（従来は在学する学校の正規の就業期間）



■ 請願審査の結果について

- ・「東海第2原子力発電所の廃炉を求める意見書の提出を求める請願」「原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める意見書の提出を求める請願」が継続審議（6月議会で再度判断）
- ・内閣府 障がい者制度改革推進会議 総合福祉部会がまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に基づき「障害者総合福祉法」（仮称）の制定を求める請願が採択され、結城市議会として政府関係機関に意見書を送付することが決定
- ・平成23年第4回定例会で継続審査となっていた「公共工事における建設労働者の適正な賃金確保のため『公契約法』の早期制定を求める意見書提出に関する請願」「TPPへの参加反対の意見書を求める請願」が採択され、結城市議会として政府関係機関に意見書を送付することが決定

たちかわひろとしの一般質問 ダイジェスト！

1. 緊急雇用対策について

国の経済対策の一環で実施される緊急雇用対策は期限付きの雇用であることから、通常業務に投入するのではなく、短期間で効果的な政策に投入すべきという視点で質問を行いました。

- 【質問】**
- ① 市役所内において緊急雇用対策により業務に従事している人員の部局および人数（過去3年）について
 - ② 既存業務への充当ではなく、普段実施できない業務に人員を充当し、活用する考え方は実施できないか（期限が切れた時のルーチンワークへの影響を最小に）

【答弁：市長公室長】

- ① 緊急雇用創出事業は、緊急雇用創出事業と重点分野雇用創出事業の二つの事業で構成されている。

●緊急雇用創出事業	平成21年度	4部局	合計20人
	平成22年度	5部局	合計37人
	平成23年度	5部局	合計38人

（6ヶ月単位の雇用・1回更新可能・6ヶ月雇用で1人とカウント）

●重点分野雇用創出事業	平成22年度	1部局	1人
	平成23年度	1部局	2人

（12ヶ月単位の雇用・更新不可・12ヶ月雇用で1人とカウント）

- ② 既存の業務への充当だけではなく、新たに取り組む事業、既存の事業を拡充・強化した事業を実施してきたので、普段実施できない業務に充当し活用している。

平成24年度は、東日本大震災により被災された方々の雇用の場を確保するため「重点分野雇用創出事業」が拡充され、平成24年度末まで事業の実施が可能になったことから、引き続き積極的に活用し、円滑な事業の推進を図って行きたいと考えている。

2. 第4次結城市行政改革大綱について

【質問】

広報ゆうき3月号に行政改革の特集が掲載された中で、次の行革（第4次結城市行政改革大綱）へ着手することが書かれていたので、その方向性を確認しました。

- ① 策定手法やスケジュールについて
- ② 今回策定する大綱の骨格となる考え方について
- ③ 行政改革に対する市長所見について

【答弁：市長公室長】

- ① 次長・課長級で組織する「行政改革推進本部幹事会」において取りまとめを行う。今回は幹事会に先立ち全職員を対象に意見募集を予定している。

幹事会で取りまとめた事項を市長を本部長とし、副市長、教育長及び各部長級職員で構成する「行政改革推進本部」で検討を加え、素案を調整し、外部有識者及び各界代表者10人以内で構成する「行政改革推進委員会」に諮問。委員会での審議を得た後、市長に提言し、パブリックコメントを実施したうえで行政改革推進本部において決定される。

平成25年度当初予算への反映を考慮し、本年12月頃を目途に全体像を示したい。

- ② 4点を重点事項とし、7項目の着眼点を基に策定を進める

1. 今後加速するであろう地域主権改革に伴う分権型社会に対応した行政組織・機構へ転換する
2. 市が出資・出損する法人の在り方について再考査し、関わり方を見直し、有用な組織への再編・改革を図る
3. 専門化、高度・多様化する行政需要に的確に対応し、質の高いサービスを提供するため企業力を活用した民間委託などを推進する
4. 限られた財源を効率的に活用し、長期・短期の両視点から自主財源の確保に有効な改革を図ること（次ページへ続く）

- (1) 事務事業の見直し
- (2) 組織・機構の見直し及び外郭団体の在り方
- (3) 定員管理及び給与の適正化
- (4) 人材の育成と確保
- (5) 行政の情報化等による行政サービスの向上
- (6) 行政運営における公正の確保と透明性の向上
- (7) 経費の節減合理化等による財政の健全化

これらを行政改革大綱に盛り込み、取り組むことにより、改革・改善の相乗効果を生み、人材・財源の弾力的かつ効率的な運用が実現されるものと考えている。

【答弁：市長】

- ③ 他に埋没しない市政運営の戦略を持って良質なサービスを確実に、効率的に、適正に市民の皆さんに提供できるよう、不断の行政改革の推進の指針となる行政改革大綱を作成したいと考えている。

3. 自主防災組織の設置促進について

【質問】



自主防災組織はいつでも稼働できることが大切であるという観点から、災害発生時に一番重要な情報収集⇒市への連携を念頭に置いた訓練の必要性を訴えました。

- ① 結城市内における自主防災組織の設立状況について
- ② 市 ⇄ 自主防災組織 間の相互情報収集・連携の仕組みづくりの確立と、情報収集訓練を実施すべきと考えるが市はどう考えているか？

【答弁：市民生活部長】

- ① 現在31組織が結成されている
- ② 東日本大震災を経験したことから、防災に関する市民の意識が高いこの時期に自主防災組織の存在する自治会の活動状況などを市報を通じ広く紹介して、更なる組織の設立を促進するとともに、既存の組織の活性化を目的として隣接組織による合同訓練の開催、合同出前講座の開催、住宅用火災警報器の設置状況調査等への取り組みなどを提案したいと考えている。



4. 学童保育の現状について

市内9小学校区のうち、学童保育が開設されていない江川南小学校区において学童保育の設置を推進する観点から、市単独の支援の実現を要望しながら考え方をうかがいました。

【質問】 ① 市内の学童保育の設置形態状況について



- (校内教室活用、敷地内別棟、民間施設活用など)
- ② 江川南小学校の学童保育設置にあたり、市単独の支援を実施できないか

※学童保育は20名以上の利用者の登録により国、県、市から支援が受けられるが、江川南小学校は全校生徒が100名余りであり、基準通りの利用者の確保が難しいので市単独での支援が実現できないか？

【答弁：保健福祉部長】

- ① 市の委託事業として、現在8小学校区10学童クラブが開設されている。
小学校の教室を活用しているものが9ヶ所、学校敷地内の専用施設での運営が1ヶ所。
- ② 委託事業として実施するための基準（※）は、児童の安全で安心した家庭的な学童保育の提供を担保するために設けているものであり、実施基準に基づき事業を実施するのが重要であると考えている。
今後どのような支援・助成が可能か、少数児童利用による支援の対応など、保護者や学校関係機関と協議・検討したいと考えている。



【答弁：市長】

- ② 今までの流れの中では、人数が少ないためにできないという方向に行っているが、もう一歩進んで私（市長）も入って検討していきたいと思ったところである。待機児童の解消は、全くそのとおりなので、今後ともよろしくお願ひしたいと思う。

※ 基準：20人以上の登録児童数、250日以上の開設日数、10人以上の保護者による運営委員会の設置など

～コラム～ 市議会が発行する 議会だよりが変わります！

今度の5月1日に発行される「結城市議会だより」から、各議員の一般質問のコーナーのレイアウトが大きく変わります。

これまでは、各議員の質問に対する答弁の長さに応じて、議員ごとの掲載量に差異があったものを、議員1人当たり1/2ページ（上下で区分）の割り当てとし、議員が一定のルールの中で自由に編集をする形に改められました。

これは昨年の6月に現在の議会だより編集委員（私も委員の1人）で、議会だよりのレイアウト変更や自由編集について意見が出され、先進地を視察しながら議会だより編集委員全員で、1年をかけて検討した中で実現にこぎつけました。

私は、これまで自分自身で広報誌（本誌）を作成して配布したり、ホームページ、ブログ、時には仲間の議員と折り込みチラシを発行して情報提供に努めてまいりましたが、市議会においても、公式な広報誌（議会だより）にて議員個々の個性を出しながら誌面構成ができるようになったことは大きな進歩となったと受け止めています。

しかし、先進地の事例と比較すると、まだまだほんの入り口であり、先進地ではインターネット上での音声や動画による議会中継、ケーブルテレビによる議会中継、ホームページ上での議事録の閲覧、議会が公式に議会報告会を開催し市民の皆さんとの意見交換を図る、などなど、様々な手法で市民の皆さんに情報提供を行っています。

今後、議会だよりの一般質問コーナーのレイアウト変更により、本誌の「立川ひろとしの一般質問ダイジェスト」の内容と重複してくることからその部分を新たな形に変えたり、本ページ右上にも掲載したように、Twitter や FaceBook の活用など、いろいろな手法やスタイルで引き続き情報を出していきたいと考えています。

もちろん本誌による情報提供も引き続き行っていきますので、よろしくお願いいたします。

Twitter・FaceBook 始めました！

これまでのブログやホームページに加えて、Twitter、Facebookにおいても活動報告を開始しました。下記URLは各サービスの利用登録をしなくても閲覧できますので、ぜひご覧ください！



<http://www.facebook.com/Hirotoshi.Tachikawa>

http://twitter.com/Tachikawa_Hiro

平成24年 結城市議会 第2回 定例会日程（案）のお知らせ

6/ 6（水）	本会議（開会）	6/11（月）	総務委員会
6/ 7（木）	一般質問	6/12（火）	産業・建設委員会
6/ 8（金）	一般質問	6/13（水）	教育・福祉委員会
		6/19（火）	本会議（閉会）

※ あくまでも案ですので、変更となる場合もあります

編 集 後 記

いつも本誌をご愛読頂きありがとうございます。
今回は、審議内容の中からお知らせしたいことが多く、また、一般質問でも4テーマを取り上げて行ったことから掲載量が多く、久しぶりに3枚組でお届けしました。

コラムでもふれたように、市議会が発行する議会だよりも改革を念頭にレイアウトや作り方に変更が加わります。

本誌も負けないように、そして、市議会の議会だよりとは一味違った中身の濃い広報となりますよう引き続き努力していきますので、今後ともご愛読をよろしくお願いいたします。

